

(農林水産委員会)

植物防疫法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国と地方に関する三位一体改革の一環として、平成十六年度予算において、植物防疫法に基づき都道府県へ交付されている交付金のうち、都道府県の職員である病害虫防除所等の職員に要する経費を国が用途を定めず都道府県の一般財源とすることとされたことを踏まえ、当該経費を植物防疫法に基づく交付金の対象から除外しようとするものである。

なお、このことに伴う地方財源の手当については、別途、所要の財源措置が講じられることとなる。